



# 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（**1世帯あたり10万円**）は、住民税均等割非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

## 給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**

## 給付金の支給時期

富士市が確認書(または申請書)を受理した日から**3～4週間後**が目安です。

## 支給対象と申請の有無

### 支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の  
**「住民税均等割が非課税」**  
の世帯

令和4年1月以降の収入が  
減少し**「住民税非課税相当」**  
の収入となった世帯(家計急変世帯)

富士市から  
確認書が届きます（要返送）  
※一部申請が必要な場合があります

#### 発送時期

令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯：既に発送済み  
令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯：  
令和4年7月以降、順次発送します。

詳しくは裏面「I」へ

### 申請が必要です

申請期間：令和4年9月30日（金）



申請時点で富士市に住民登録のある方が対象です。申請書は、市ウェブサイトからダウンロードできるほか、申請窓口などで配布します。

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続き

## I-① 令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯 ※ I-②及びIIが未支給の世帯のみ

### (1) 世帯の全ての方が、令和3年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、富士市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 確認書の内容（支給要件、振込先等）を確認して、富士市に返信してください。



### (2) 世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に「受付センター」にご提出ください。



## I-② 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯 ※ I-①及びIIが未支給の世帯のみ

### (1) 世帯の全ての方が、令和3年12月10日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、富士市から、申請書類を送付します。
- 申請書類に必要事項を記入し、提出書類と一緒に富士市に返信してください。



### (2) 世帯の中に、令和3年12月11日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、提出書類と一緒に、「受付センター」にご提出ください。



## II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※1となった世帯(家計急変世帯) ※ I-①及びI-②が未支給の世帯のみ

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに、「受付センター」へ郵送、または、申請窓口（市役所4階生活支援課）へご提出ください。

※1 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村住民税均等割非課税水準以下であること(※2)を指します。

※2 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## お問い合わせ

富士市住民税非課税世帯等に対する  
臨時特別給付金コールセンター

☎ 050-5211-6074

受付時間 8:30~17:15（土・日曜日、祝休日を除く）

内閣府住民税非課税世帯等に対する  
臨時特別給付金コールセンター

☎ 0120-526-145

受付時間 9:00~20:00（12/29~1/3を除く）